

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4487137号
(P4487137)

(45) 発行日 平成22年6月23日(2010.6.23)

(24) 登録日 平成22年4月9日(2010.4.9)

(51) Int.Cl.

G06F 13/00 (2006.01)

F 1

G06F 13/00 510C
G06F 13/00 510G

請求項の数 2 (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2003-431274 (P2003-431274)
 (22) 出願日 平成15年11月25日 (2003.11.25)
 (65) 公開番号 特開2004-164663 (P2004-164663A)
 (43) 公開日 平成16年6月10日 (2004.6.10)
 審査請求日 平成19年7月3日 (2007.7.3)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 500567911
 有限会社ヒューマンホーム
 千葉県千葉市若葉区若松町2380-2
 (74) 代理人 100101889
 弁理士 中村 俊郎
 (72) 発明者 下坂 信夫
 千葉県千葉市若葉区若松町2380-2
 審査官 須藤 竜也

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】受信システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ネットワーク上に配置されたコンテンツを一意に特定するコンテンツ識別子を表示する
 コンテンツ識別子表示手段と、

ユーザからのコンテンツ識別子の入力を受け付け、これを送信する送信用ユーザ端末装置と、

前記送信用ユーザ端末装置よりコンテンツ識別子を受け取り、コンテンツ識別子をその
 コンテンツのアドレスに変換してコンテンツのデータを取得し、送信するコンテンツ配信
 サーバと、

前記コンテンツ配信サーバよりコンテンツのデータを受け取り、コンテンツを表示する
 受信用ユーザ端末装置と

を有する受信システムであって、

前記コンテンツ配信サーバは、受信用ユーザ端末装置の所在地点を示す位置情報を
 記憶しており、この位置情報に応じた地図情報をその受信用ユーザ端末装置に配信するこ
 とを特徴とする、受信システム。

【請求項 2】

ネットワーク上に配置されたコンテンツを一意に特定するコンテンツ識別子を表示する
 コンテンツ識別子表示手段と、

ユーザからのコンテンツ識別子の入力を受け付け、これを送信する送信用ユーザ端末装
 置と、

10

20

前記送信用ユーザ端末装置よりコンテンツ識別子を受け取り、コンテンツ識別子をそのコンテンツのアドレスに変換してコンテンツのデータを取得し、送信するコンテンツ配信サーバと、

前記コンテンツ配信サーバよりコンテンツのデータを受け取り、コンテンツを表示する受信用ユーザ端末装置と
を有する受信システムであって、

前記コンテンツ配信サーバは、受信用ユーザ端末装置の所在地点を示す位置情報を送信用ユーザ端末装置を経由して取得し、この位置情報に応じた地図情報をその受信用ユーザ端末装置に配信することを特徴とする、受信システム。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、受信システムに関し、より詳しくはネットワークを介して閲覧可能な、文書、画像、音声、音楽などのコンテンツをユーザの要求に応じて閲覧させるための、受信システムに関する。

【背景技術】

【0002】

近年の通信技術の発達、通信インフラの整備・普及に伴い、いわゆるインターネットを利用して様々なコンテンツがユーザに供給されるようになり、ユーザ側もインターネットによるコンテンツの配信（映画、音楽、電子書籍）を受けたり、オンラインショッピング、ニュースの閲覧など様々なサービスを一般生活のレベルで享受できるようになってきている。

20

【0003】

かかる状況では、コンテンツの閲覧の需要は、ネットワークに関する知識やコンピュータの操作に習熟した人たちのみならず、ネットワークやコンピュータに縁の無かった人たちの間にも急速に広がっている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、ネットワークの利用が拡大するにつれて膨大な数のコンテンツがネットワークを介して利用できるようになっているがコンテンツの数の増加に比例して、これらの中から自分が所望するコンテンツを探し当てて、閲覧することの困難さが増大している。特に、ネットワークやコンピュータに縁の無かった人たちにとっては、コンテンツを探し当てるよう適切に検索エンジンなどを利用する知識を有さないことが多いため、より一層自分が所望するコンテンツを探し当てることが難しくなっている。

30

【0005】

本発明の目的は、このシステムはインターネットになじめない人であっても、容易に所望のコンテンツを閲覧できる受信システムを提供することにある。

【0006】

本発明の別の目的は、コンテンツの提供者と受信端末を利用することによりインターネットにかかる通信費及び時間の負担を軽減することでインターネットがより身近になる。

40

【0007】

本発明のさらに別の目的は、データの受信のみを行うユーザ端末装置を利用することにより、例えばコンピュータウイルスに感染したコンテンツをダウンロードしても他のコンピュータにウイルスの感染を拡げることのない受信システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記課題を解決するための手段として、本発明は以下のような特徴を有している。

本発明は、ネットワークを介して利用可能なコンテンツを配信するための受信システムとして提案される。

50

【0009】

この受信システムは、ネットワーク上に配置されたコンテンツを一意に特定するコンテンツ識別子を表示するコンテンツ識別子表示手段と、ユーザからのコンテンツ識別子の入力を受け付け、これを送信する送信用ユーザ端末装置と、前記送信用ユーザ端末装置よりコンテンツ識別子を受け取り、コンテンツ識別子をそのコンテンツのアドレスに変換してコンテンツのデータを取得し、送信するコンテンツ配信サーバと、前記コンテンツ配信サーバよりコンテンツのデータを受け取り、コンテンツを表示する受信用ユーザ端末装置とを有することを特徴としている。

【0010】

上記受信システムにおいて、前記コンテンツ配信サーバと受信用ユーザ端末装置との通信は、コンテンツ配信サーバから受信用ユーザ端末装置への一方向通信により行われるようにもよい。かかる構成によれば、受信用ユーザ端末装置が悪意のプログラム（コンピュータウイルスなど）に汚染されても、他に汚染を拡散することなく、かつ受信用ユーザ端末装置に格納された情報が意図に反して漏洩することも起こらない。

10

【0011】

またさらに、上記受信システムにおいて、前記コンテンツ識別子表示手段は、コンテンツ識別子が検索可能に配列され、印刷された紙媒体であることを特徴としている。かかる構成によれば、コンピュータや検索エンジンの操作知識に乏しい人であっても、ネットワーク上にて移用された様々なコンテンツを利用することが可能となる。

【発明の効果】

20

【0012】

本発明によれば、ネットワークを介して利用可能なコンテンツを簡単な操作で容易に取得することが可能となる。

本発明の別の態様によれば、ネットワーク端末が悪意のプログラム（コンピュータウイルスなど）に汚染されても、他に汚染を拡散することなく、かつ意図しない情報の漏洩も起こらないシステムを提供することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0013】**

以下、図面を参照しながら本発明の実施の形態について説明する。

[1. 受信システムの構成例]

30

図1は、本実施の形態にかかる受信システムの構成例を示すブロック図である。

【0014】

本受信システム1は、ネットワーク2に接続可能な送信用ユーザ端末装置3と、ネットワーク2に接続されたコンテンツ配信サーバ4と、ネットワークに接続可能な受信用ユーザ端末装置5と、ユーザが送信用ユーザ端末装置3からコンテンツ配信サーバ4に送信するコンテンツ識別子を提示するコンテンツ識別子提示手段6を有している。以下、受信システム1の各構成要素について説明する。

なお、「コンテンツ」とは、コンテンツ配信サーバ4から受信用ユーザ端末装置5へ送信可能な、データ化された情報をいい、文字、画像、音声の別を問わない。

【0015】

40

[1, 1. ネットワーク]

ネットワーク2は、有線・無線、専用回線・交換回線を問わず、これに接続されている装置がそれぞれ目的とする装置に対しセッションを確立したときにその装置間でのデータの送受信を可能とするように作用する。ネットワーク2は、インターネットのように、ゲートウェイを介して複数の通信網が組み合わされて実現しても構わない。たとえば、ユーザ端末装置3が携帯電話機である場合には、携帯電話網とゲートウェイを介してこの携帯電話網に接続されたデータ通信網によりネットワーク2が構成されるようにしてもよい。また、その接続についてもいわゆるバックボーンといわれる基幹線に直接接続せずとも、PPP(Point to Point Protocol)接続などによって一時的に接続してあっても、セッションを確立したときにその間でデータの送受信ができるよう

50

なっていれば構わない。なお、上記ネットワーク2は専用回線を固定的に張りめぐらせたような、交換機を用いないネットワーク（通信網）も含むものとする。

【0016】

[1.2.送信用ユーザ端末装置]

送信用ユーザ端末装置3は、ユーザが所望するコンテンツに対応したコンテンツ識別子の入力を受け付け、このコンテンツ識別子をネットワークを介してコンテンツ配信サーバ4に送信する機能を有する。

【0017】

送信用ユーザ端末装置3は、ネットワーク2を介してコンテンツ配信サーバ装置4に接続可能な情報処理装置であって、画像配信サーバ4に指定されたコンテンツ識別子を送信可能な情報処理装置であればどのような装置でもよい。送信用ユーザ端末装置3は、たとえば、携帯電話機、コンピュータ、移動体通信端末、PDA(Personal Digital Assistant)、固定電話機、IP電話端末などである。10

【0018】

[1.3.コンテンツ配信サーバ]

コンテンツ配信サーバ4は、送信用ユーザ端末装置3からコンテンツ識別子を受け取ると、このコンテンツ識別子に対応したコンテンツを格納するWWW(World Wide Web)サーバ7などからそのコンテンツのデータを取得し、このコンテンツのデータを指定された受信用ユーザ端末装置5に送信する機能を有する。

【0019】

コンテンツ配信サーバ4は、たとえばコンピュータ、ワークステーションなどの情報処理装置であって、演算処理装置(CPU)、主メモリ(RAM)、読み出し専用メモリ(ROM)、入出力装置(I/O)、ハードディスク装置等の外部記憶装置を具備している情報処理装置である。このコンテンツ配信サーバ4として機能する情報処理装置は、前記ROM、もしくはハードディスク装置などに情報処理装置をコンテンツ配信サーバ4として機能させるためのプログラム、もしくはコンテンツ配信方法を情報処理装置に実行させるためのプログラムが記憶されており、該プログラムを主メモリ上に載せ、CPUがこれを実行することによりコンテンツ配信サーバ4が実現され、若しくはコンテンツ配信方法が実行される。また、上記プログラムはからなずしも情報処理装置内の記憶装置に記憶されていなくともよく、外部の装置(例えば、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)のサーバなど)から提供され、これを主メモリに乗せる構成であっても良い。20

【0020】

図2にコンテンツ配信サーバ4の構成例を示す。コンテンツ配信サーバ4は、送信用ユーザ端末装置3からコンテンツ識別子を受け取り可能なコンテンツ識別子・アドレス変換部201と、コンテンツ識別子・アドレス変換部201に読み取り可能に接続されたコンテンツ識別子データベース202と、コンテンツ識別子・アドレス変換部201に接続された認証部203と、認証部203に接続された会員データベース204と、コンテンツ識別子・アドレス変換部201に接続されているとともにWWWサーバ7などに接続可能なコンテンツ取得部205と、コンテンツ取得部205に接続されたコンテンツ記憶部206と、コンテンツ記憶部206に接続されているとともに、受信用ユーザ端末装置5へ接続可能な配信部207とを有している。また、コンテンツ取得部205と配信部207とは課金サーバ8に接続されている。なお、ここに言う「接続されている」とは、物理的・電気的に接続されていること、およびプログラム、プログラムのモジュール、オブジェクト間におけるデータの受け渡しが行われることの双方を含む。30

【0021】

コンテンツ識別子・アドレス変換部201は、送信用ユーザ端末装置3から送られたコンテンツ識別子を受け取り、コンテンツ識別子データベース202を参照して、そのコンテンツ識別子に対応するコンテンツのネットワーク上の所在地を示す情報(例えば、IPアドレス、URL(Universal Resource Locator)、URI(Universal Resource Identifier)など；以下、「アド40

レス」と呼ぶ)を特定し、特定したアドレスをコンテンツ取得部205に渡すように機能する。また、コンテンツ識別子・アドレス変換部201は、送信用ユーザ端末装置3からユーザを特定する情報(例えば、ユーザID)を取得し、これを認証部203に渡して当該ユーザがサービス利用権限を有するか確認して貰い、利用権限を有する場合のみアドレスを取得するように動作してもよい。

【0022】

コンテンツ識別子データベース202は、コンテンツ識別子とアドレスを対応付けて記憶し、コンテンツ識別子を渡されると、これに対応するアドレスを返すように動作する。図3は、コンテンツ識別子データベース202の記憶内容の例を示す図である。コンテンツ識別子データベース202が記憶するデータは、各コンテンツ識別子について一のレコードR301, R302, ...があり、各レコードR301, R302, ...は、コンテンツ識別子を格納するコンテンツ識別子フィールド301と、コンテンツ識別子フィールド301に格納されたコンテンツ識別子に対応付けられたコンテンツのアドレスを格納するアドレスフィールド302とを有している。なお、この図に示す例では、アドレスとしてURLを格納しているが、アドレスとして利用可能な情報がURLに限られることを意味するものではない。10

【0023】

図2に戻り、コンテンツ配信サーバ4の構成例の説明を続ける。

認証部203は、送信用ユーザ端末装置3及び/又は受信用ユーザ端末装置5からユーザ識別情報を受け取り、当該ユーザ識別情報を有するユーザが本受信システムによるサービスを利用する権限を有しているか否かを判断する機能を有する。20

【0024】

会員データベース204は、ユーザが本受信システムによるサービスを利用する権限を有しているか否かを判断するための情報を記憶する機能を有しており、たとえばユーザIDとパスワードを対応付けて記憶しており、ユーザIDとパスワードとが一致した場合にサービスを利用する権限を有していると判定できるようになっている。

【0025】

コンテンツ取得部205は、コンテンツ識別子・アドレス変換部201から、コンテンツ識別子に対応するアドレスを受け取り、そのアドレスに基づいてコンテンツの取得を行う機能を有する。たとえばコンテンツ取得部205は、そのアドレスに対してHTTP(Hyper Text Transfer Protocol)のGETメソッドにより、該当するコンテンツのデータを要求し、あるいはFTP(File Transfer Protocol)によりそのアドレスに対応するファイルをダウンロードするように動作する。30

【0026】

コンテンツ記憶部205は、コンテンツ取得部205が取得したコンテンツのデータを少なくとも受信用ユーザ端末装置5に送信するまで記憶しておく機能を有する。

【0027】

配信部207は、受信用ユーザ端末装置5へ、コンテンツのデータを送信する機能を有する。コンテンツのデータの送信は、受信用ユーザ端末装置5からそのコンテンツのデータの送信要求に応じて行う方式であってもよいし、あるいはそのコンテンツのデータの送信要求によることなく、配信部207が自律的・自動的に受信用ユーザ端末装置5に宛ててそのコンテンツのデータの送信を行う方式であってもよい。なお、受信用ユーザ端末装置5の宛先は、予め送信用ユーザ端末装置3からのコンテンツ配信要求に含まれておくようにもよいし、コンテンツ配信サーバ4やコンテンツ配信サーバ4外部に、送信用ユーザ端末装置3と受信用ユーザ端末装置5の対応付けを記憶しておき、これを参照して受信用ユーザ端末装置5の宛先を取得するようにしてもよい。40

【0028】

コンテンツ取得部205、配信部207は、受信用ユーザ端末装置5にコンテンツの配信を行うことをトリガとして、課金サーバ8に対し、そのコンテンツの提供者、及び/又50

はユーザに対して所定料金を課金するように要求する。例えば、コンテンツの提供者に対しては、情報配信量として1回の配信当たりX円、ユーザに対しては1回の情報利用に対してY円を課金するように、課金サーバ8に要求することが一例として考えられる。

【0029】

[1.4.受信用ユーザ端末装置]

図1に戻り、本実施の形態にかかる受信システムの構成例について説明を続ける。

受信用ユーザ端末装置5は、コンテンツ配信サーバ4より提供されたコンテンツのデータを受信し、このデータに基づいてコンテンツをユーザに了知可能な様で出力することが可能な情報処理装置であって、たとえばコンピュータ、ワークステーション、ネットワーク接続機能を有するゲーム機、ネットワーク接続機能を有するテレビ、携帯電話機、IP電話端末、ファクシミリなどである。10

【0030】

ネットワーク2と受信用ユーザ端末装置5との間は、双方向の通信であってもよいが、ネットワーク2から受信用ユーザ端末装置5への一方方向通信により、コンテンツのデータが送られるようにしてもよい。かかる一方方向通信によりコンテンツを送信することとすれば、仮にコンピュータウイルスなどの悪意のプログラムが受信用ユーザ端末装置5に入ってしまっても、受信用ユーザ端末装置5から送信が出来ないため、悪意のプログラムが受信用ユーザ端末装置5からネットワーク2を介して他のネットワーク端末へ拡散することを防止することが出来、また受信用ユーザ端末装置5が格納した重要な情報を外部へ転送されてしまうということも防止でき、極めてセキュリティの高いネットワーク端末として機能させることが可能になる。20

【0031】

[1.5.コンテンツ識別子提示手段]

コンテンツ識別子提示手段6は、ユーザが所望のコンテンツを検索可能な様で、コンテンツとコンテンツ識別子とを対応付けてユーザに提示する手段である。コンテンツ、コンテンツ識別子をユーザに提示する方法は、視覚による方法（例えば、印刷物、モニタによる表示など）、聴覚による方法（合成音声による自動読み上げ装置など）、触覚による方法（点字など）などいずれでもよい。

【0032】

コンテンツ識別子提示手段6の例としては、コンテンツを検索可能に分類して列挙した印刷物が考えられる。図4に、コンテンツ識別子提示手段6である印刷物の例を図示する。この印刷物には、従来の電話帳のように、会社、事業者などが業種ごとに分類されて提示されており、各会社、事業者など（401）についての情報（会社案内、事業案内）を示すコンテンツに対応付けられたコンテンツ識別子402が表示されている。ユーザは、この印刷物から所望のコンテンツに対応するコンテンツ識別子を検索し、このコンテンツを送信用ユーザ端末装置3に入力して、コンテンツ配信サーバ4にそのコンテンツのデータの取得・配信を要求することとなる。30

【0033】

[1.6.WWWサーバ7など]

WWWサーバ7は、コンテンツを格納しており、コンテンツ配信サーバ4などからのコンテンツ配信要求を受け取ると、所定の方式でコンテンツのデータを送信する機能を有する。「コンテンツ」は、文字、画像（静止画、動画双方を含む）、音声、音楽およびこれら2以上の組み合わせを含む。なお、「コンテンツ」はHTML文書などのように予め生成されたものであってもよいし、CGI、PHP、JAVAなどによって動的に生成されるものであってよいし、アプレットのようなクライアント側で動作するプログラムであってもかまわない。

【0034】

[1.7.課金サーバ]

課金サーバ8は、コンテンツ配信サーバ4のコンテンツ配信動作に応じて、コンテンツの提供者、及び／又はコンテンツを閲覧するユーザに対する料金を計算する機能を有する40

。なお、料金の請求の方法は、課金サーバ8が銀行やクレジットカード会社の決済システムに課金額を通知して決済を行って貰う方法、課金サーバ8が請求書を出力してこれを請求先に送付する方法、などが考えられるがどのような方法であってもかまわない。

【0035】

[2. 受信システムの動作例]

次に、上記受信システム1の動作例について、図5を参照しながら説明する。図5は受信システム1の動作例を示すシーケンス図である。

【0036】

まず、ユーザはコンテンツ識別子提示手段6を用いて、所望のコンテンツに対応するコンテンツ識別子を特定する。例えば、ユーザが××市にある 医院を探している場合、図4に示す[医療機関]の項目から、 医院を探し、これに対応するコンテンツ識別子「イ-00001」を特定する。
10

【0037】

次に、ユーザは、このコンテンツ識別子を送信用ユーザ端末装置3に入力する(ステップS501)。

続いて、ユーザはこのコンテンツ識別子を送信用ユーザ端末装置3からネットワーク2を介してコンテンツ配信サーバ4に送信させる(ステップS502)。

【0038】

コンテンツ識別子を受信したコンテンツ配信サーバ4は、このコンテンツ識別子を対応するアドレス(例えばURL)に変換し(ステップS504)、そのアドレスに該当するWWWサーバ7などに、コンテンツデータの送信要求を送る(ステップS504)。
20

コンテンツ送信要求を受け取ったWWWサーバ7は、送信要求にかかるコンテンツデータをコンテンツ配信サーバ4に送信する(ステップS505)。

【0039】

コンテンツデータを受け取ったコンテンツ配信サーバ4は、コンテンツデータを記憶しておく(ステップS506)。次に、コンテンツ配信サーバ4は、そのコンテンツの送信先となる受信用ユーザ端末装置5のアドレスを特定する(ステップS507)。ついで、コンテンツ配信サーバ4は、ステップS507において特定したアドレスにステップS506で記憶したコンテンツデータを送信する(ステップS508)。

【0040】

コンテンツデータを受信した受信用ユーザ端末装置2は、コンテンツデータを処理してユーザに了知可能な情報として出力する(ステップS509)。たとえば、受信用ユーザ端末装置2は、画像データ、音声データ、点字データなどとして画像モニタ、スピーカ、点字生成装置などにより出力され、ユーザにコンテンツを提示することとなる。
30

【0041】

一方、コンテンツデータを受信用ユーザ端末装置5に送信すると、コンテンツ配信サーバ4は課金サーバ8に対して所定の課金を行うよう課金要求を送信する(ステップS510)。課金サーバ8は、コンテンツ配信サーバ4からの課金要求に従って課金処理を実行し、受信システムの利用料をコンテンツの提供者及び/又はユーザに請求できるようにしている。
40

以上で、受信システム1の動作の説明を終了する。

【0042】

[3. 変形例]

(1) コンテンツ配信サーバ4は、送信用ユーザ端末装置3又は受信用ユーザ端末装置5の所在位置を示す地図情報、たとえばこれら端末装置の所在位置を明示した電子マップデータを受信用ユーザ端末装置5に配信するようにしてもよい。これらの所在位置は、送信用ユーザ端末装置3又は受信用ユーザ端末装置5が固定的に設置されているものであれば、予め送信用ユーザ端末装置3又は受信用ユーザ端末装置5の識別情報と位置情報(緯度、経度情報など)を対応付けてコンテンツ配信サーバ4に記憶させておけばよい。送信用ユーザ端末装置3又は受信用ユーザ端末装置5が移動可能な装置である場合には、これ
50

ら端末装置にG P S ユニットなど位置情報を取得する手段を搭載しておき、この位置情報を送信用ユーザ端末装置3からコンテンツ配信サーバ4に送信するようにしてもよい。

【0043】

この構成によれば、ユーザは本受信システムを利用して現在位置を確認することが可能となり、外出先でも隨時、現在位置や目的地までの経路や距離などを知ることが可能となる。

【0044】

(2) 受信用ユーザ端末装置5は、着脱可能な記憶媒体(半導体記憶装置、C D、D V Dなど)を搭載しており、コンテンツ配信サーバ4より配信されたコンテンツをこの記憶媒体に書き込むことができる。一の受信用ユーザ端末装置5から取り外された記憶媒体は、他の受信用ユーザ端末装置5に接続して、コンテンツの再生を行わせることもできる。

10

【0045】

[4. 利点]

(1) 上記受信システム1によれば、所望の情報を容易な操作(例えば、U R Lより単純な構成のコンテンツ識別子の入力)により所望の形態で受け取ることが出来る。

【0046】

(1) 上記受信システム1によれば、ユーザ(利用者)は、コンテンツの提供者(提供社)が提供するコンテンツに対応するコンテンツ識別子(専用ナンバー)により、必要なホームページ等の送信依頼をする。コンテンツの提供者(提供社)の提供するコンテンツは、送信用ユーザ端末装置3からの要求に従って、コンテンツ配信サーバ4により取得され、コンテンツ配信サーバ4より受信用ユーザ端末装置5へ送られる。コンテンツの提供者(提供社)は、一つの情報を複数の受信用ユーザ端末装置に送る為、通信コストは安くなり、ユーザ(利用者)は必要なサービスだけを受信する為、提供社への利用料で済み通信費及び時間の負担が軽減する。

20

【0047】

(2) 上記受信システム1によれば、自らがネットワーク端末を操作する知識が乏しい高齢者や機械になじめない人、また目や耳の不自由な人であっても、第三者の電話やメールを送信側ユーザ端末装置3として利用することにより、コンテンツの提供者(提供社)が供給する様々なサービスを受信側ユーザ端末装置5で取得し、映像や音楽を楽しむことができる。

30

【0048】

(3) 出張など出先で時間がない時などコンテンツ配信サーバ4に、所望のコンテンツの取得をさせておき、都合のよいときに受信用ユーザ端末装置5にダウンロードすることで、時間の負担も軽減する。

【図面の簡単な説明】

【0049】

【図1】 受信システムの構成例を示すブロック図である。

【図2】 コンテンツ配信サーバの構成例を示す機能ブロック図である。

【図3】 コンテンツ識別子データベースの記憶内容例を示す図である。

40

【図4】 コンテンツ識別子提示手段の例を示す図である。

【図5】 受信システムの動作例を示すシーケンス図である。

【符号の説明】

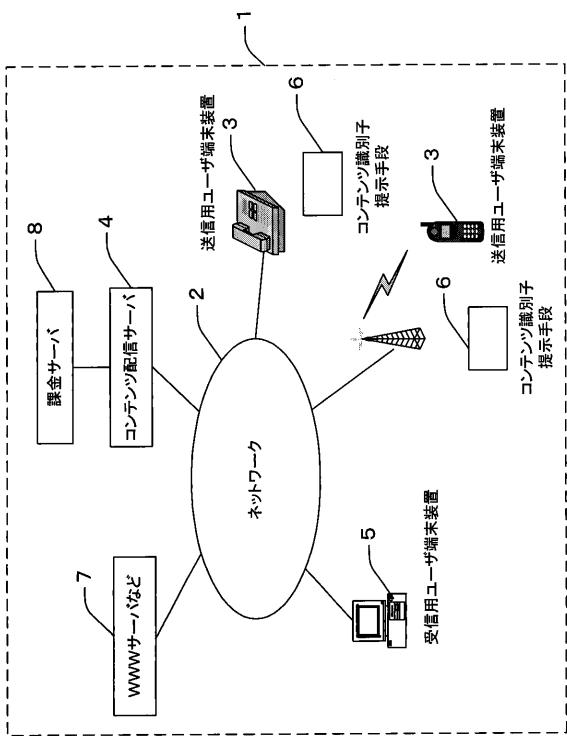
【0050】

- 1 ... 受信システム
- 2 ... ネットワーク
- 3 ... 送信用ユーザ端末装置
- 4 ... コンテンツ配信サーバ
- 5 ... 受信用ユーザ端末装置
- 6 ... コンテンツ識別子提示手段

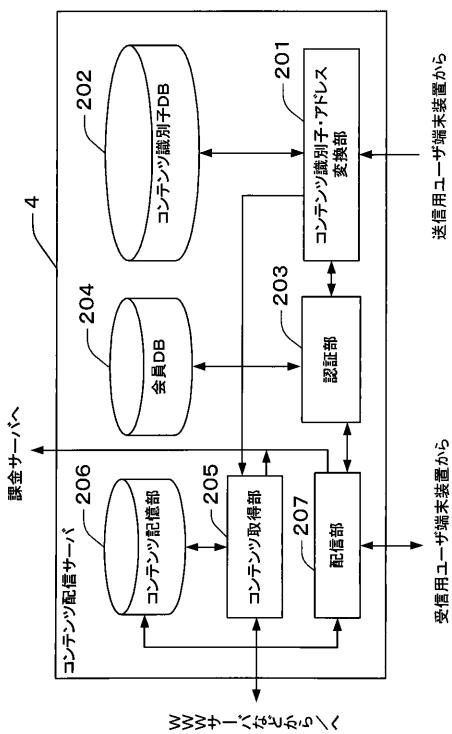
50

- 7 ... WWWサーバなど
8 ... 課金サーバ

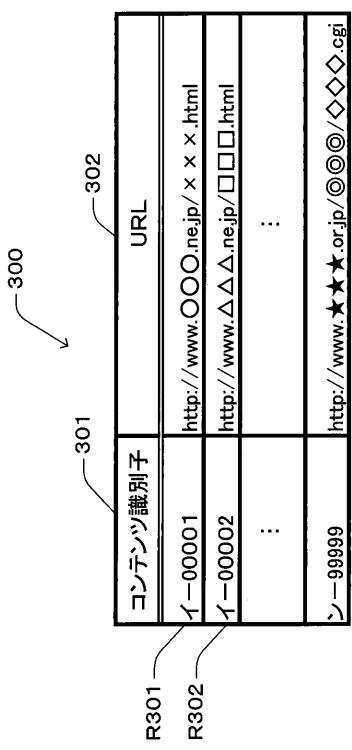
【 义 1 】



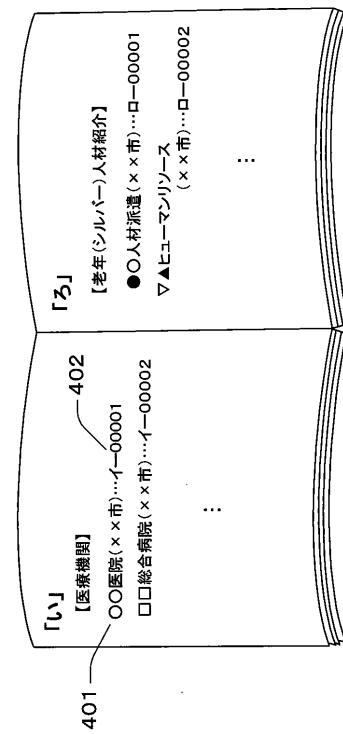
【 义 2 】



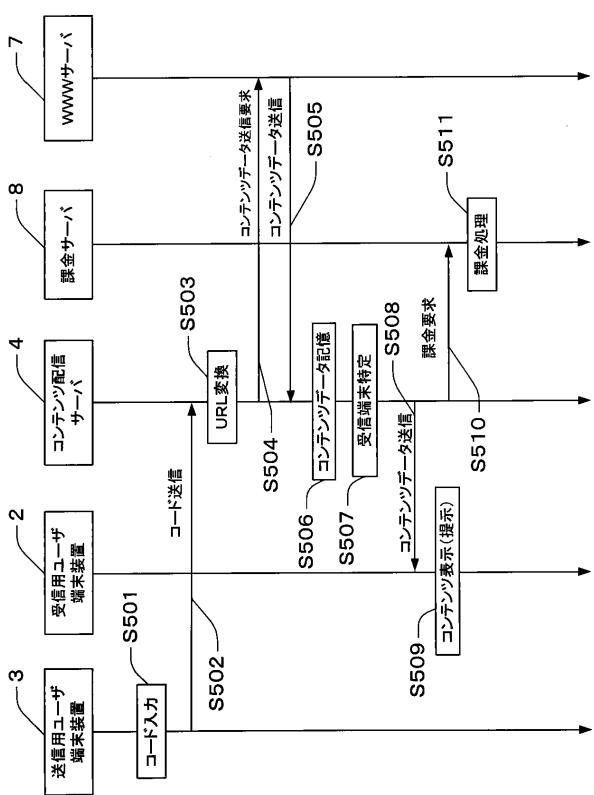
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2003-173346(JP,A)
特開2000-163368(JP,A)
特開2001-184141(JP,A)
特開2004-213191(JP,A)
特開2002-048586(JP,A)
特開2003-006080(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 13 / 00